

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED] 市福祉事務所長



上記審査請求人が令和2年9月18日に提起した、上記処分庁による生活保護法第26条の規定に基づく保護廃止処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対して令和2年○月○日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 事案の経緯等

- (1) 審査請求人は、本件処分により保護が廃止されるまで、同居する審査請求人の娘（以下単に「娘」という。）とともに、処分庁から法による保護を受けていた。
- (2) 審査請求人及び娘は、令和2年7月30日、[REDACTED]市内のアパートに転居した。なお、この転居に際し、処分庁から、審査請求人世帯の転居先を管轄する保護の実施機関に対し、被保護者の転出通知（[REDACTED]市生活保護法施行細則第10条）は出されていなかった。
- (3) 同年8月5日、処分庁は審査請求人宅を家庭訪問し、審査請求人及び娘に対し、処分庁による生活保護からの自立を促した。同日、審査請求人及び娘は、処分庁に保護辞退届（以下「本件辞退届」という。）を提出した。
- (4) 処分庁は、本件辞退届の提出を受け、同年[REDACTED]月[REDACTED]日、ケース診断会議を開催し、審査請求人世帯について保護廃止の検討を行った。保護の要否判定では、最低生活費（169,910円）が見込み収入額（娘の稼働収入見込み額[REDACTED]円）を上回るため、保護「要」となったが、本件辞退届は審査請求人及び娘の任意かつ真摯な意思に基づくものであると判断し、同日付で、保護を廃止する理由を「保護辞退による」と処分通知書に記載して、同日から審査請求人世帯に対する保護を廃止することを決定する本件処分を行った。
- (5) 審査請求人は、同年9月18日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

[REDACTED]市内での転居が認められず、[REDACTED]市に追い出された。処分庁の職員に無理に辞退届を書かされて、保護が廃止になった。生活ができないので取り消し

てほしい。

[REDACTED]市への転居は、処分庁が進めたものであるが、[REDACTED]市のケースワーカーには相談しない方が良いと言われ、同市への移管はできないと言われた。生活保護はやめるしかないような説明を受けた。

2 処分庁の主張

(1) 令和2年7月30日、審査請求人及び娘が[REDACTED]市に転居した。

同年8月3日、[REDACTED]市障害者福祉課から、審査請求人が[REDACTED]市内の就労継続支援A型作業所の利用計画書の作成に来たとの連絡があり、[REDACTED]市で保護受給中に転居した場合、実施責任は従前の居住地である[REDACTED]市の障害者福祉課となることを確認した。[REDACTED]市の障害者福祉課に相談したところ、審査請求人は自己都合で就労継続支援A型作業所を辞めたり、相談支援センターの職員にも迷惑を掛けたことがあったため、障害福祉サービスの給付はできないとの判断であった。

同月5日、処分庁のケースワーカーが、就労支援員とともに審査請求人の[REDACTED]市のアパートに家庭訪問を行った。以前、[REDACTED]市で就労していた就労継続支援A型作業所を自己都合で辞めていること、相談支援センターの職員にも迷惑を掛けていることから、今後、審査請求人が就労を開始する[REDACTED]市の就労継続支援A型作業所の利用計画書の作成が[REDACTED]市の障害者福祉課ではできないと言われていることを説明し、[REDACTED]市の障害者福祉課で手続ができるようにするため、かねてから審査請求人及び娘が希望していた生活保護からの自立を促した。審査請求人及び娘は、本日付で[REDACTED]市の生活保護が廃止となることに対して同意し、何か心配なことはないかとの問い合わせに対し「大丈夫です。」と返事をした。審査請求人及び娘の自立の意思を確認したことから、辞退届を記入してもらい、審査請求人は今後自分と娘との収入で生活していくことを誓約した。

(2) 審査請求人は、[REDACTED]市内での転居が認められず、[REDACTED]に追い出されたと主

張しているが、ケースワーカーが時間を掛けて何度も審査請求人及び娘の相談を受け、丁寧に対応していたものであり、その中で、[REDACTED]市内の転居も選択肢に入れていたが、審査請求人及び娘は就労場所に近い[REDACTED]市への居住を希望していたものである。また、家賃を滞納しているため、[REDACTED]市内では大家からの追求があることも嫌がっていたものである。したがって、[REDACTED]市への転居は、審査請求人及び娘が希望したものであり、処分庁が強要したものではない。

また、無理に辞退届を書かされて廃止になったと主張しているが、審査請求人及び娘に対し、ケースワーカーが時間をかけて何度も相談を受け、丁寧に対応していた。審査請求人及び娘は、就労による自立を希望していたため、処分庁は、その希望を叶えるために最大限に尽力してきたものである。

第3 理由

1 本件処分に係る法令等の規定について

- (1) 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている（法第26条）。
- (2) 保護受給中の者から提出された辞退届の取扱いについて、処理基準として昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下「課長通知」という。）があり、その第10の問12の3では次のとおり取り扱うこととされている。

問 保護受給中の者から「保護を辞退する」旨の意思を示した書面（以下「辞退届」という。）が提出された場合には、これに基づき保護を廃止しても差し支えないか。

答 被保護者から提出された「辞退届」が有効なものであり、かつ、保

護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えない。

ただし、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできないものである。

また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意すること。

さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴い必要となる諸手続についても助言指導するとともに、必要に応じて自立相談支援機関につなぐこと。

(3) また、辞退届の提出による保護廃止の要件について、裁判例では、①被保護者が保護利用を継続することができることを認識した上で、任意かつ真摯に辞退を申し出たといえること、②被保護者に経済的自立の目途（十分な収入が得られる確実な見込み）があり、保護廃止によって急迫した事態に陥るおそれがないこと、が挙げられている（福岡地小倉支部平成23年3月29日判決）。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 課長通知で示されている辞退届の提出による保護廃止の要件について、本件において見ると、処分庁の主張及びケース記録から、処分庁は、審査請求人に対する障害者総合支援法に基づく就労継続支援サービスの給付を同市の障害者福祉課から断られたため、[REDACTED]市の障害者福祉課で給付の手

続ができるようにするため、審査請求人及び娘に対し、本件辞退届の提出を提案し、提出を誘導したことが認められる。

したがって、本件辞退届は、本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであると認めることはできず、本件処分は課長通知の要件を欠くものと言わざるを得ない。

(2) 処分庁は、審査請求人世帯についての保護の要否判定において、保護「要」と判断した上で本件処分を決定しているが、審査請求人及び娘から自立の目途を聴取していたとしても、審査請求人が以前、就労継続支援A型作業所での就労を継続できなかったことを考慮すれば、今後、自立の目途があると判断するに十分とは言えず、審査請求人の就労が困難となれば再び保護が必要となることは、十分予見することができたものであると言わざるを得ない。

しかし、処分庁から提出されたケース記録によれば、処分庁が審査請求人世帯の所管区域外への転出にあたり、転出先を所管区域とする[市]市福祉事務所に対し審査請求人世帯の保護の継続に向けて移管の協議をした事実ではなく、処分庁による保護の廃止後も[市]市福祉事務所に保護の申請ができるなどを審査請求人及び娘に対し助言した経緯も確認できない。

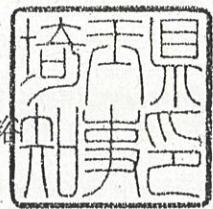
したがって、本件処分における処分庁の留意及び助言指導は、課長通知に照らし不十分なものと言わざるを得ない。

(3) 以上のことから、本件処分は違法であり、取り消されるべきである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和2年12月23日



審査庁 埼玉県知事 大野元裕